

平成22年度における消費者庁が行う消費者教育の推進について

H22予算 : 55,517千円
H23概算要求 : 52,334千円

【消費者教育の体系的・総合的推進】

- ・小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、関係省庁・学識経験者・消費者団体・教育関係者等が連携して、体系的に進める体制の確立
- ・消費者庁と文部科学省との密接な連携、地方消費者行政担当部局と教育委員会との連携促進

消費者教育推進会議の開催(資料3-2)

- ・「消費者基本計画」における消費者教育に係る具体的施策の実施状況について関係省庁から報告
- ・消費者教育を推進するための方策について議論し、その結果を共有
- ・様々な主体が協力して消費者教育を体系的に進めるための方策を検討

消費者教育ポータルサイトの設置・拡充(資料3-3)

- ・消費者教育用教材(約300種類)
- ・消費者教育の取組(約180事例)
- ・出前講座の紹介(約400団体)
- ・イラスト集コーナー(90個)等

効果的な消費者教育手法と効果測定の検討(資料3-4)

- ・生徒が楽しみながら身につけることができる、効果的な教育手法についての調査研究

【学校における消費者教育の推進・支援】

- ・関係省庁等とともに、学校における消費者教育に対する支援(副読本や教材などの作成、教育・啓発事業、教員セミナーの開催等)を、文部科学省等の協力を得ながら実施

新学習指導要領を反映した中学生向け副教材の作成(資料3-5)

- ・消費者被害、事故に遭わない消費者を育成することを主眼においた副教材(冊子教材、視聴覚教材)を作成

【地域における消費者教育の推進・支援】

- ・関係省庁等とともに、地域における消費者教育に対する支援(消費者教育用教材などの作成、出前講座、講師派遣等)を実施
- ・多様な主体の参画・連携による消費者教育の推進方策検討

「高齢者の消費者トラブル 見守りガイドブック」の作成、配布(資料3-6)

- ・226,000部印刷し、印刷可能なデータを格納したCD-ROMとともに、全地方公共団体、福祉関係団体に配布。